

フェス&カンファレンスの 検討状況について

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局

COLORS, FUTURE! ACTIONS
KAWASAKI 100th



開催概要



「COLORS,FUTURE! ACTIONS」のショーケースとして、
川崎の可能性を共有し、未来づくりへの参加のきっかけとなるイベント

名称／COLORS,FUTURE!ACTIONS 2023

期間／令和5年11月10日(金)～11月26日(日)

フェスティバル／11月10日(金)～26日(日) カンファレンス／11月17日(金)～18日(土)

COLORS, FUTURE! ACTIONS 2023

フェスティバルイベント



既存イベント



体験コンテンツ



協賛ブース



実行委員会ブース



トークセッション



ミーティング



ピッチコンテスト

カンファレンスイベント

開催概要



名称	COLORS,FUTURE! ACTIONS フェス&カンファレンス 2023
開催目的	<p>実行委員会主催事業を先導し「Colors, Future! Actions」のショーケースとして、 また、川崎の可能性を共有し、未来づくりへの参加のきっかけとなる場を作る事を目的に開催。 令和5年度はプレ事業として実験的に開催し、令和6年度は本格開催。100周年イヤーが終わった後も継続を目指していく。</p> <p>フェスティバル：既存のイベントとも連携しながら、生み出されたさまざまな事業を一体的に展開。 誰もが楽しめるイベントを展開し、記念事業の機運醸成・盛り上げにつなげる。</p> <p>カンファレンス：「あたらしい川崎」を考えるきっかけとして、発表やトークセッション、講演会などを実施。</p>
期間	<p>令和5（2023）年11月10日（金）～ 11月26日（日）※前後する可能性有</p> <p>フェスティバル：令和5（2023）年11月11日（土）～ 11月26日（日）</p> <p>カンファレンス：令和5（2023）年11月17日（金）～ 11月18日（土）（サテライト会場は別日対応予定）</p>
場所	<p>フェスティバル：市域全域を対象</p> <p>カンファレンス：川崎駅周辺・新百合ヶ丘駅周辺の2会場</p>
入場料	無料（※一部有料も検討）
主催	川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
共催	COLORS,FUTURE! ACTIONS フェス&カンファレンス 2023制作委員会

製作委員会の設立について



○ 製作委員会の設立

第2回総会にて発表後、会費300万円のプロジェクトメンバーの募集を開始したところ、次の7社の参画が決まり、「フェス&カンファレンス2023製作委員会」を設立し、本格的な企画・制作がスタートした。

＜フェス&カンファレンス2023 プロジェクトメンバー＞



EVERY DAY IS
THE DAY



(※左から参画表明順)

○ 設立総会と第1回総会の議事

- (1) 日時 令和5年5月22日 14:00~17:00
- (2) 場所 川崎市役所第3庁舎18階第1会議室
- (3) 設立総会 議事
 - ・ 議案第1号：製作委員会の設立について
 - ・ 議案第2号：製作委員会の会則案について
 - ・ 議案第3号：製作委員会の役員選任について
- (4) 第1回総会 議事
 - ・ 議案第1号：会則第7条会費の承認について
 - ・ 議案第2号：事業内容について



製作委員会の会員と今後のスケジュール



○ 役員及び会員名簿

役員として、会長は株式会社ホリプロ、副会長は味の素株式会社、監事はNTT東日本が選任され、外部監査役である会計監査人には、実行委員会から渡部淳一氏を指名した。

No.	役職	種別	所属	氏名	備考
1	会長	正会員	株式会社ホリプロ	須之部 為師	事務局コアメンバー
2	副会長	正会員	味の素株式会社	内山 剛志	事務局コアメンバー
3	監事	正会員	NTT東日本	立野 恭伸	参加表明第1位
4		正会員	東急不動産HD株式会社		
5		正会員	学校法人 昭和大学		
6		正会員	株式会社EVERY DAY IS THE DAY		
7		正会員	富士通株式会社		
8		会員	市制100周年実行委員会事務局		
9	会計監査人	---	渡部淳一公認会計士事務所	渡部 淳一	事務局アドバイザー

○ 今後のスケジュール

- ・ 6月12日 第1回製作委員会定例会
- ・ 7月中旬 第2回製作委員会定例会
- ・ 7月末 市制100周年幹事会 企画内容の承認、進捗報告
- ・ 8月29日 8月29日 第3回総会 企画発表

製作委員会の会則について



<会則の特徴>

市制100周年実行委員会と製作委員会は、法令上は「任意団体(人格なき社団等)」であり、それぞれ別の組織になることから、会則において相互の関係性を明確にしておく必要がある。

① 設立の目的 <第3条関係>

記念事業「フェス&カンファレンス」を実施するための団体である旨を規定する

② 団体の構成 <第5条関係>

会員及び組織に実行委員会事務局を構成員とする旨を規定する

③ 実行委員会への報告義務 <第12条第1項関係>

会長の職務に実行委員会からの要請又は報告がある場合は、実行委員会が指定する会議に出席して報告しなければならない旨を規定する

④ 外部監査制度（会計監査人） <第12条第4項関係>

プロジェクト内で収益事業を営むため、事業費の透明性を確保するため内外から監視する必要があり、実行委員会が指名する者を会計監査人に置く旨を規定する

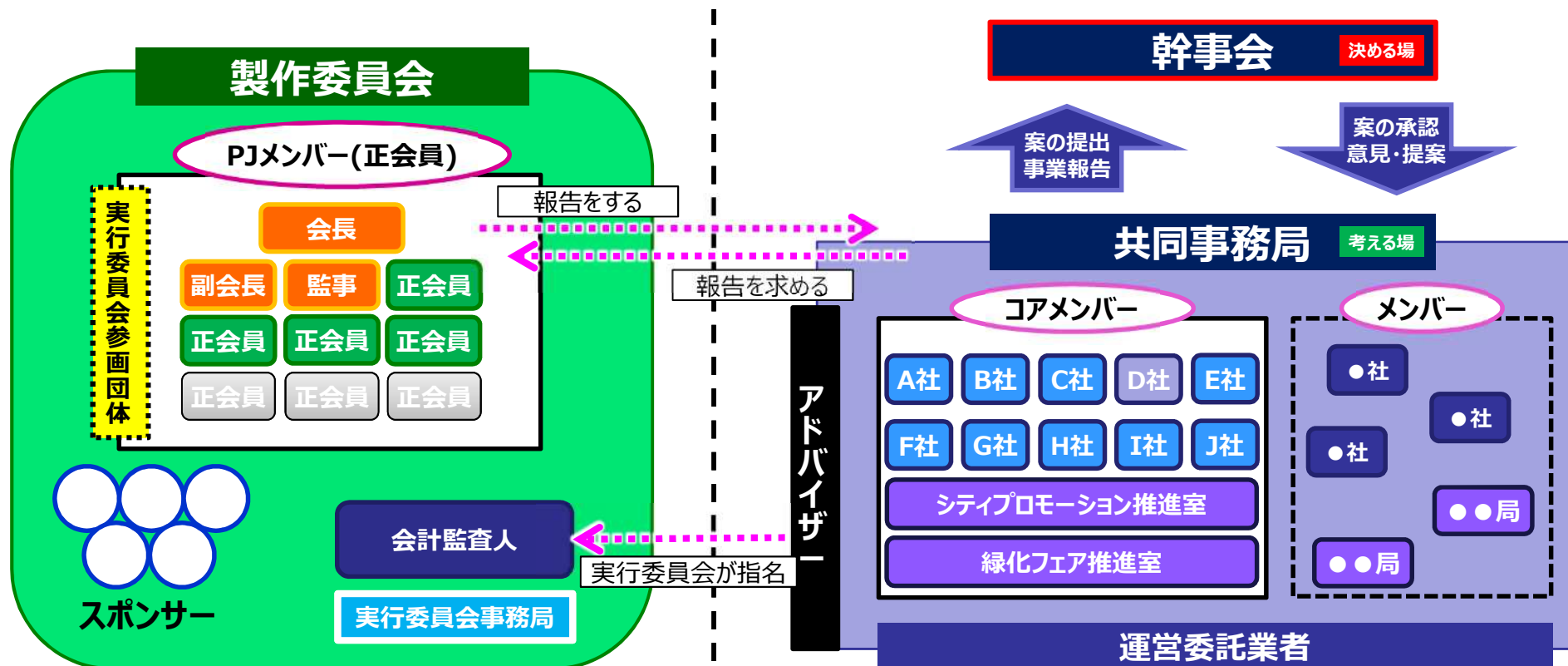
⑤ 団体の予算 <第22条関係>

団体の経費は、実行委員会からの負担金、会費、スポンサー、その他の収入をもって充てる旨を規定する

⑥ 解散・残余財産の清算 <第27,28条関係>

事業終了後に団体は解散し、会費相当額を返還（希望制）するため、解散と残余財産の清算方法を規定する

実行委員会と製作委員会との関係性



フェス&カンファレンス製作委員会

市制100周年実行委員会

- 製作委員会は自らの会則により設置する団体（100周年実行委員会とは別の組織）
- 製作委員会は市制100周年記念事業「フェス&カンファレンス」を実施することを目的とする（第3条）
- プロジェクトメンバーは実行委員会に参加する団体のうち会員規定により入会した者とする（第5条）
- 役員（会長・副会長・監事）及び外部監査人を置き、その職務を定める（第10,12条）
- 会計監査人は実行委員会が指名する者をもって充てる（第11条）
- 会長は実行委員会の要請に応じて、状況を報告しなければならない（第12条第1項）
- 予算は実行委員会からの負担金、会費、スポンサー料及びその他の収入とする（第22条）

<財務監査>
実行委員会が指名する会計監査人を置き
事業費の適正性を監視する

<事業監督>
実行委員会から製作委員会に対して
報告を求めることができる

(参考) 製作委員会会則 抜粋



○ フェス&カンファレンス2023製作委員会会則

(目的)

第3条 製作委員会は、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する、川崎市市制100周年記念事業（以下「記念事業」という。）「（仮称）Colors,Future!Actions フェス&カンファレンス2023」を実施して、川崎の可能性を共有し、未来づくりへの参加のきっかけとなる場を作り、市制100周年を契機に次の100年に向けて、文化として根付くムーブメントを起こすことを目的とする。

(事業の協議事項)

第4条 製作委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 前条の目的を達成するために必要となる事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 各種団体、行政その他関係機関との連絡調整
- (3) 事業の広報、啓発に関すること。
- (4) その他委員会が前条の目的を達成するために必要と認めたこと。

(会員)

第5条 製作委員会は、製作委員会の事業に賛同して入会した実行委員会に参画する団体であって、次条の規定により製作委員会の正会員となった者及び実行委員会事務局をもって構成する。

(役員及び会計監査人の職務)

- 第12条 会長は、製作委員会を代表し、会務を総理する。また、実行委員会から要請があるとき又は実行委員会に報告するため必要があると認めるときは、会長は実行委員会事務局と協議して、実行委員会が指定する会議に出席して報告をしなければならない。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
 - 3 監事は、会長及び副会長の職務の執行を監査し、いつでも会長、副会長及び使用人に対して事業報告を求め、製作委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 4 会計監査人は、会計及び資産の状況について監査を行い、会計及び資産の状況について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。また、これを報告するため必要があると認めるときは総会の招集を請求する。

(役員)

- 第11条 製作委員会に次の役員及び会計監査人を置く。
- 2 会長、副会長及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 3 会計監査人は、実行委員会が指名する者をもって充てる。
 - 4 会長が職務上の義務違反、その他会長として不品行があると認められるとき、総会の議決によってこれを解任することができる。

(経費)

- 第22条 製作委員会の運営及び事業実施に要する経費は、実行委員会の負担金、会費、協賛金（スポンサー料）及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の負担金の額は、実行委員会の予算の範囲内とする。
 - 3 製作委員会の会計及び契約に関し必要な事項は、別に定める。

(残余の財産)

第27条 製作委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

(解散)

- 第28条 製作委員会は、第3条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
- 2 前項の規定にかかわらず、製作委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。